平成２２年（フ）第６１３号
横浜市戸塚区平戸１丁目15番25―905号
債務者　清水宗剛こと　清水　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６６６号
愛知県豊田市日南町１丁目19番地１　クインズヒル日南301号
債務者　門澤　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８１０号
愛知県豊田市宮上町２丁目18番地　県営７―104号
債務者　岩本勲こと　巖　　勲永
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
愛知県豊田市保見町塚原13番地
債務者　長野　宏之
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
愛知県刈谷市松栄町３丁目４番地24　第３東海ビル301号
債務者　柴田　憲志
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
愛知県刈谷市松栄町３丁目４番地24　第３東海ビル301号
債務者　柴田久美子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３５１号
東京都杉並区高円寺北２丁目８―10―503
債務者　木内　　唯
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前11時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５３９５号
東京都板橋区坂下３丁目27―23―308
債務者　木村　文平
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４４８号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目30―６　富ヶ谷２号館203
債務者　出町めぐみ
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４６７号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19―17―206
債務者　木下　義之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５０２号
神奈川県川崎市川崎区池上新町２丁目４―20―301
債務者　東　　智之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５４３号
東京都西東京市柳沢６丁目４―３―1006
債務者　小向沙緒里
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５６２号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―23―624
債務者　冨田　良子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５６３号
東京都新宿区西早稲田１丁目９―23―624
債務者　冨田　昌利
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５６８号
東京都練馬区富士見台４丁目18―２
債務者　工藤　英二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午前10時
　　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５５７９号
埼玉県上尾市大字原市4269―15
債務者　仲野　政子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後２時30分
　　東京地方裁判所民事第20部